

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 6月 21日現在

機関番号：13801

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H06732

研究課題名(和文) アメリカ環境法における救済法理の展開

研究課題名(英文) Study on the remedies of U.S. environmental law

研究代表者

米谷 壽代(MAITANI, HISAYO)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：30624209

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究においては、米国環境法の救済法理が、近年どのように変化してきているのか、米国連邦最高裁判例及び、裁判上の和解、国際仲裁に着目して検討を行った。また、本研究期間中に、連邦最高裁判所において、規制による収用に関する重要な事例となるMurr判決が出たことから、研究の主軸を(広義の)湿地帯規制と規制による収用の議論状況に焦点をあて考察した。また、石油流出事故後の裁判上の和解の件数は、事故以前よりも相当な数増加しており、賠償額についても高額化している反面、実際に生じた環境影響との関係では、十分ではないという評価も受けている面もあり、研究期間終了後も、引き続き継続して研究していきたいと考えている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、米国環境法の救済法理が、近年、どのように変化してきているのか、米国連邦最高裁判例及び、裁判上の和解の事例に着目して検討を行った。まず、連邦最高裁判所において、規制による収用の議論を紹介し、気候変動を意識した判断枠組みが採用されているという意見についても指摘した。また、土地の自然的特性を考慮した法規制を検討していくための第一歩として、日本であまり取り上げられていない湿地帯規制について、アメリカの現状を紹介し、湿地帯規制における規制的収用の法理の考察をした。さらに、裁判上の和解の活用状況について、件数変化を調べ、大規模な石油流出事故後に、どのような和解がされているの検討を試みた。

研究成果の概要(英文)：The analyze conducted on how the remedies law of US environmental law has changed in recent years, focusing on the cases of the U.S. supreme court cases and U.S consent decree and international arbitration. During this research, the important Murr case was issued in the context of environmental regulatory taking in the Federal Supreme Court. So the main research is focused on wetland regulation and regulatory taking. In addition, the number of consent decree after the oil spill has increased and the amount of compensation has increased compared to before the accident. Although, there is also criticize that has received an evaluation that it is not sufficient in relation to the actual environmental impact that has occurred. More careful and clear argument is needed compare to Japanese situation.

研究分野：環境法、民法

キーワード：湿地帯規制 規制的収用 裁判上の和解 石油流出 気候変動 救済

1. 研究開始当初の背景

アメリカでは、1970年代頃より、連邦法の下で、様々な環境規制が行われてきた。また、これらの環境規制に違反した場合には市民訴訟規定に基づき、裁判上の和解による解決が主要な役割を果たしている。2010年にメキシコ湾で、大規模な石油流出事故が起きた後も、裁判上の和解ならびに解決合意が重要な役割を果たし、高額な賠償金の合意が図られてきた。それとともに、現在、環境問題は、一国内の問題だけにとどまらず、多国間での貿易協定においても、しばしば規制の在り方をめぐって、様々な訴えが提起されている。特に、カナダ、メキシコ、アメリカ間で1994年に発効した、NAFTAの下では、各国の環境規制の有効性などをめぐって国際仲裁事例の下で、争われることも増えてきている。規制による収用をめぐる議論もしばしば合衆国最高裁判所において、取り上げられ、議論が積み重ねられてきている。特に湿地帯の保全の場面での裁判例の動向に着目して、これまで研究を行ってきたところである。

2. 研究の目的

本研究は、日米両国の環境法の下での様々な規制と救済をめぐる議論、考慮事項、理論状況が、法体系の性質から大いに異なることを前提とした上で、米国における近年の環境規制のあり方のうち、日本での検討が不十分な論点(環境規制をめぐる新たな議論の動向、具体的には、沿岸部や湿地帯の規制をめぐる議論と大規模な環境被害に対する補償と賠償などの多様な救済のあり方)に関わる問題を取り上げ、検証する。また、上述の議論が、近時の裁判上の和解や仲裁などの裁判外紛争処理の場面においても、いかなる影響を与えているのか分析を試みたいと考えている。その上で、アメリカ環境法の下での規制と救済をめぐる議論のいかなる部分が日本に導入されるのかを見極め、日本国内の環境規制をめぐる議論の展開に新たな視点を導入することに加え、環境被害における救済のあり方を考察することを目的とする。

3. 研究の方法

平成29(2017)年度においては、アメリカ環境法における裁判上の和解、国際仲裁の抱える問題の検証を、実際の国際仲裁機関へのヒアリング等を実施する中で考察した。具体的には、下記の計画に沿って判例・学説を調査・検証した。(資料はすでに収集済みのものを最大限に活用した。)

裁判例の調査・検証：所属大学で契約済みの「LexisNexis」を利用し、当該課題に関する判例を調査・検証した。

先行研究(アメリカ)の調査・検証：当該課題に関連するアメリカの学術論文の調査を次の要領で行った。まず、近年の学術論文等の調査・閲覧には「LexisNexis」を活用し、一方、「LexisNexis」に掲載されていない時期の学術論文の調査・閲覧には、その他の法律情報提供サービスの利用を検討した。また、書籍資料については、全国の国公立及び大学の図書館等の蔵書を利用するほか、必要な場合には購入した。また、これらのための経費として、資料収集ならびに調査出張を行った。

先行研究(日本国内)の調査・検証：当該課題に関連する日本国内の学術文献について、文献の調査を行ったうえで、資料を実際に入手し、分析・考察を行った。なお、必要に応じて、全国の国公立及び大学図書館の蔵書を利用するほか、必要な場合に購入した。

研究会への参加も行き、研究への示唆及びアドバイスをいただいた。

平成30(2018)年度においては、これまでの調査・研究を踏まえ、アメリカ環境法における様々な規制と救済をめぐる議論について考察をした。

具体的には、下記の計画に沿って判例・学説を調査・検証した。(資料はすでに収集済みのものを最大限に活用した。)

裁判例の調査・検証：所属大学で契約済みの「LexisNexis」を利用し、当該課題に関する判例を調査・検証した。

先行研究(アメリカ)の調査・検証：当該課題に関連するアメリカの学術論文の調査を次の要領で行った。まず、近年の学術論文等の調査・閲覧には「LexisNexis」を活用し、一方、「LexisNexis」に掲載されていない時期の学術論文の調査・閲覧には、その他の法律情報提供サービスの利用を検討した。また、書籍資料については、全国の国公立及び大学の図書館等の蔵書を利用するほか、必要な場合には購入した。また、これらのための経費として、資料収集ならびに調査出張を行った。

先行研究(日本国内)の調査・検証：当該課題に関連する日本国内の学術文献について、文献の調査を行ったうえで、資料を実際に入手し、分析・考察を行った。なお、必要に応じて、全国の国公立及び大学図書館の蔵書を利用するほか、必要な場合に購入した。

研究会並びに学会への参加も行き、研究への示唆及びアドバイスをいただいた。

4. 研究成果

平成 29 (2017) 年度は、アメリカの環境法の救済法理の動向に着目する中でも、特に「湿地帯規制における規制的収用の法理：近年のアメリカ連邦最高裁判決」について焦点をあて研究し、早稲田大学・同志社大学の合同でのアメリカ法判例研究会において、3月に研究報告を行った。ここで頂いたコメントを踏まえ、平成 30 (2018) 年度には、日米法学会の『アメリカの土地法』に関するシンポジウムにて、「湿地帯規制における規制的収用の法理：近年のアメリカ連邦最高裁判決に着目して」に関する研究報告を行った。

アメリカ合衆国では、1970 年代以降、環境保全の観点から土地利用規制の重要性が認識され、多くの規制の整備が行われてきた。代表的なものには、連邦の水質清浄法 (CWA) 及び州法等において定められた湿地帯規制や、沿岸部の規制などがある。これらの土地利用規制においては、規制の中に損失補償の手續、及びその代替措置を明記する手法がとられている。その一方で、具体的な湿地帯規制プログラムにおける開発の不許可または大幅な変更の結果、私的財産権の侵害 (収用をめぐる問題) 等を争点として、何百もの訴訟が誘発された。そして、これらの訴訟を通じて、連邦最高裁判所においても、規制に伴う私的財産権への侵害を争点とする規制的収用 (regulatory taking) をめぐる判断が蓄積されている。近年では、このような規制を違憲無効として争うのではなく、合憲性を前提として、開発の不許可処分が規制的収用にあたるか否かということや、規制に伴う収用補償 (inverse condemnation) の妥当性を争う事例がみられる。また、規制に伴う権利侵害への干渉の性質と程度を考慮する上でも、権利侵害の対象となる「区画全体 (parcel as a whole)」を、どのように把握すべきかなど、多様な観点からの議論が展開している。

報告では、このような環境保全を目的とする土地利用規制に着目して、近年の合衆国の連邦最高裁判所において形成されてきた規制的収用をめぐる判例法理を分析することを目的とし、また、ここでの理論状況を踏まえ、規制に伴い私的財産権への侵害がみられる場面での (開発負担の問題を含む) 補償のあり方、さらに、この問題の基底にある環境保全をめぐる法執行の実効性について、日米の法制度の違いに留意しつつ、若干の考察を行った。

ここでの研究報告の内容については、「湿地帯規制と規制的収用の法理：近年のアメリカ連邦最高裁判決に着目して」アメリカ法 2018 - 2,174 - 189 (2019 年) に掲載予定。

また、裁判外紛争処理についても新たな角度から検討を試み、平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度を通じて、関東学院大学法学研究所の『グローバル時代の日本と人権保障』のプロジェクトに参画するなかで、国際的な動向について調査するために、2017 年 9 月には、ドイツの仲裁協会 (DIS) ベルリン支部への訪問、視察、実務家や研究者の方にもヒアリングを実施した。さらに、帰国後、国内の商事仲裁協会の視察も行った。(具体的には、演習履修学生と共に、日本商事仲裁協会への訪問を行い、ヒアリングを実施し、日本における仲裁制度の運用状況について、具体的なお話を伺った。翌年には、同じく学生と共に、日本スポーツ仲裁機構に訪問し、日本の仲裁をめぐる状況についてもいろいろとご教示いただいた。)

ヒアリングを通じて明らかになったことは、日本では特に、司法への信頼が厚いため、仲裁が用いられる場面というのは限定されている面があり、国内の取引上の問題については、基本的には、仲裁で解決することは非常に少ないという実情だった。しかし、国際取引においては、法の執行性の問題、今後の取引関係のことも念頭に置き、仲裁で解決することは有用であり、今後の発展可能性は見込まれるという状況である。とはいえ、現在のところ、仲裁地の選択にあたっては、シンガポール等諸外国が選択されることも多いとのことであった。ドイツにおいても、司法への信頼が厚いということでは、日本と共通しているものの、仲裁については、様々な場面で積極的に活用されており、相対的にみれば、件数も多く、普及していた。

このような各国の仲裁をめぐる状況を踏まえたうえで、2018 年 3 月の研究会においては、環境規制と国際投資仲裁に関する問題状況について取り上げ、「多国間貿易協定における ISDS (Investor-State Dispute Settlement) 条項の適用可能性と、国内規制に伴う損害賠償請求への影響」について、報告を行った。その後、「外国企業の財産権と環境規制 NAFTA の下での国際投資仲裁事例に着目して」ジュリスコンサルタス 27 号 9 - 17 頁 (2019 年) を上梓した。

最後に、大規模災害の場面での裁判上の和解の果たす役割については、近刊予定の著書『アメリカ環境法における救済法理』ナカニシヤ出版 (校正中) の中で、若干の考察をしている。

研究期間終了後も、もう少し踏み込んだ形で、新政権の下での環境法政策への影響に留意したうえで、現在のアメリカ環境法の動向、並びに、規制による収用の議論動向、気候変動に関する法政策について考察を深めていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

米谷壽代「外国企業の財産権と環境規制 NAFTA の下での国際投資仲裁事例に着目して」
ジュリスコンサルタス 27 号 9 - 17 頁 (2019 年) 査読なし

米谷壽代「湿地帯規制と規制的収用の法理：近年のアメリカ連邦最高裁判決に着目して」
アメリカ法 2018 - 2,174 - 189 (2019 年) 査読なし

〔学会発表〕(計 3 件)

日米法学会 『アメリカの土地法』シンポジウム

米谷壽代「湿地帯規制における規制的収用の法理 - 近年のアメリカ最高裁判決に着目して」
(2018 年 6 月)

米谷壽代「多国間貿易協定における ISDS (Investor-State Dispute Settlement) 条項の
適用可能性と、国内規制に伴う損害賠償請求への影響」関東学院大学院法学研究所プロジ
ェクト「グローバル時代の日本と人権保障」第一回研究会 (2018 年 3 月)

米谷壽代「湿地帯規制における規制的収用の法理 - 近年のアメリカ最高裁判決に着目して」
早稲田大学・同志社大学合同アメリカ法判例研究会 (2018 年 3 月)

〔図書〕(計 1 件)

米谷壽代『アメリカ環境法における救済法理』ナカニシヤ出版 220 頁 (予定) (2019 年近
刊予定)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。